



鮫川村告示 69 号

本村の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成19年 7 月 2 日

鮫川村長 大 樂 勝 弘



編入する字		同左に編入される区域		
大字	字	大字	字	区域
渡瀬	中野町	渡瀬	上	11の3、14の2、15の2、16の3、16の4、17の2から17の5まで、76の2、78の2、79の2、80の2、81の4、81の5、82の2、83の2、84の2、85の2、86の2、87の2、201及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12、12の1、13、16の1、16の2、17の1、18から24まで、27から29まで、78の1に隣接する水路である公有地の全部
		渡瀬	上耕地	258の2、268の2、269の2、270の2、272の2、273の2、277の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部